

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

## 準備書面(4)

2015年(平成27年)3月16日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

|             |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 服 | 部 | 弘 | 昭 |
| 同 弁護士       | 李 | 博 | 盛 |   |
| 同 弁護士       | 後 | 藤 | 富 | 和 |
| 同 弁護士       | 中 | 原 | 昌 | 孝 |
| 同 弁護士       | 安 | 元 | 隆 | 治 |
| 同 弁護士       | 江 | 上 | 裕 | 之 |
| 同 弁護士       | 川 | 上 | 武 | 志 |
| 同 弁護士       | 祖 | 父 | 江 | 弘 |
| 同 弁護士       | 金 | 敏 |   | 寛 |
| 同 弁護士       | 池 | 上 |   | 遊 |
| 同 弁護士       | 服 | 部 | 貴 | 明 |
| 同 弁護士       | 柴 | 田 | 裕 | 之 |
| 同 弁護士       | 石 | 井 | 衆 | 介 |
| 同 弁護士       | 清 | 田 | 美 | 喜 |
| 同 弁護士       | 尾 | 崎 | 英 | 司 |
| 同 弁護士       | 朴 | 憲 |   | 浩 |

他49名

## 第1 はじめに

1 在日朝鮮人が日本に渡来するだけでなく、日本に定住せざるを得なかった理由は、彼ら彼女ら自身に起因するものではなく、日本による植民地政策によるものであり、このような歴史的経緯を踏まえると、在日朝鮮人については、できる限り日本国民と同じ扱いをすべきであるということについては、訴状で述べたとおりである（訴状17～18頁）。

2 とはいうものの、在日朝鮮人については、1952年のサンフランシスコ講和条約に伴う民事局通達によって、日本国籍を一方的に剥奪されて以降、「参政権」が保障されていないため、人権が侵害された場合の救済方法として、民主制の過程における救済は不可能であって、直接的には、裁判所による救済しか残されていない。

日本国民であれば、人権侵害の救済を求めるために、参政権を行使して民主制の過程における救済の可能性が残されているのに対して、在日朝鮮人については、「外国人」という理由で参政権がないために、人権救済の道が極めて制限されている。

しかしながら、在日朝鮮人を「外国人」という括りで、他の一般外国人と同様に論じるべきではない。自分の意思だけで日本に渡ってきた一般外国人が、日本国民に保障されている権利が自分には保障されていないからといって、日本国民と同様に保障してほしいという場面と、在日朝鮮人のそれとは全く次元の異なるものである。

3 被告国は、本件において、「朝鮮高級学校については、…要件を満たせば、制度上、支給法2条1項1号の「高等学校」になり得る…ところであり、支給法2条1項5号ハによる指定を受けなければ就学支援金の支給対象校となり得ないというものではない」、「学校教育法1条に規定する高等学校に在学する生徒であれば、朝鮮籍の者であっても、…国籍にかかわらずひとしく無償で教育を受け又は就学支援金を受給することができる」と主張する（被告第1準備書面14頁）。被告の主張は、いわば、「朝鮮学校を廃止して、日本の「高等学校」の認可を受ければよいではないか」、「朝鮮学校なんかに通わず、日本の高校に通えばよいではな

いか」、「そうすれば、就学支援金をあげますよ」というものである。

被告の上記主張は、在日朝鮮人社会の歴史や、日本政府による対朝鮮学校政策を無視した主張であるだけでなく、在日朝鮮人の法的地位やその特殊性を正しく理解していない主張であって、到底容認されるものではない。

4 2014年11月現在の統計によれば、韓国・朝鮮籍の在日朝鮮人の数は、特別永住者だけでも369,249人に上り、帰化者数は、累計にして35万人以上となる。これら多数の日本に定住する在日朝鮮人の存在は、日本の植民地政策に起因するものである。

原告らの学ぶ朝鮮学校は、このような歴史的背景を持つ在日朝鮮人が、日本の植民地支配によって奪われた言語・文化を取り戻す原状回復教育としての性質を有する民族教育学校である。被告国による朝鮮学校における教育の保障、これを原告らの立場から見ると、民族教育を受ける学習権の保障となるが、これを論ずる場合には、この特異な歴史的経緯に基づく民族教育の性質が正確に理解されることが不可欠である。

裁判所におかれては、上記被告の主張が本件原告らに対して妥当するものではないことを本準備書面を通じて認識していただき、在日朝鮮人の歴史的経緯及びその特殊性を理解されたうえで、朝鮮学校に通う原告らが、なぜこのような裁判を起こさなければならないのかという観点から、本件を審理していただきたい。

以下、詳述する。

## 第2 在日朝鮮人社会の形成とその法的地位

### 1 在日朝鮮人社会の形成

#### (1) 韓国併合後の朝鮮人移住・連行者の急増

##### ア 1910年代—土地調査事業による移住者

1910年、「韓国併合に関する条約」が締結され、朝鮮は日本の植民地になった。1911年には2527人程度であった日本の朝鮮人人口は、1920年には約12倍の3万189人にまで急増することとなる。

1910～1918年、日本は朝鮮における土地税の確保のため、土地の所有権などの調査等による近代的土地所有制を目指して「土地調査事業」を行った。これは、朝鮮固有の土地所有、利用慣習を無視して進められ、権利関係の申告をしない者は権利主張ができない制度であったため、多くの朝鮮農民は個人の所有地、共同利用地の利用権を奪われる結果となった。この土地調査事業により、当時、朝鮮人の約80パーセントにも達していた農民の多くが離農を余儀なくされた。そして当時の日本は、第1次世界大戦による戦争特需により、朝鮮人労働者に対する需要が高かったことから、日本人ブローカーの手引きで、これら多数の朝鮮人が、安価な労働力として、日本に渡航して来ることとなったのである。

#### イ 1920年代一産米増殖計画による移住者

1920年になると、1918年の米騒動を誘発した国内の食料問題解決を主な目的として、「産米増殖計画」が開始されることになる。産米増殖計画は、米穀生産引き上げのための農地改良事業であるが、そのための水利組合費、種子費、肥料・農機具購入費等の負担は農民に課せられたことから、多くの農民が多額の負債を負い、飢餓と極度の貧困に追い込まれた。日本は、昭和金融恐慌のあおりで慢性的不況が深刻化していた時期であり、安価な朝鮮人労働力の移入を促進させるため、「朝鮮人の旅行取締に関する件」が廃止され、離農した朝鮮人労働者の渡航数は激増し、1年間に2万人から3万人の規模で、在日朝鮮人の人口は増加していった。

その結果、在日朝鮮人の人口は増加し、1930年には、29万8091人にも達した。

#### ウ 1930年代一アジア侵略戦争の開始と戦争動員

1930年代に入ると、日本は、世界恐慌の余波を受けた不況から脱するため、アジア各国への侵略戦争を開始した。日本は、1931年の満州事変後、国際連盟から脱退を宣言して国際的孤立を深め、1937年には日中戦争が勃

発した。日中戦争は、中国の抵抗もあって長期化し、若者が相次いで徴兵された結果、日本国内の労働力不足が深刻化した。

このような状況の下、1938年には国家総動員法が制定され、翌1939年には国民徴用令が施行された。国民徴用令については当初朝鮮人への適用はなかったが、日本政府は、内務省・厚生省次官通牒「朝鮮人労働者内地移住に関する件」により朝鮮人を労働力として日本に移入させることとし、朝鮮人の集団的強制連行が開始された。その当時、表向きは「自由募集による動員」の形式が採られていたが、事実上、警官の監視下で朝鮮人の自由を拘束した権力的な連行がなされていた。

#### エ 1940年代—太平洋戦争と強制連行

1941年に太平洋戦争が始まると、1942年からは、朝鮮人労働者の動員方式は、表向きも「官斡旋による隊組織」の形式に変わり、朝鮮総督府と地方官庁の斡旋で労務者を供出し、出身地別の隊組織を編成して、訓練を行い、連行する方式が採られるようになった。また、必要な労働者数が確保できない場合には、脅迫等により強引な方法で連行されることすらあった。

1944年には、国民徴用令による動員が朝鮮人にも全面的に適用されるようになり、それまで以上に、多くの朝鮮人が強制的に日本に連行された。その結果、在日朝鮮人の人口は、1939年から1944年までの5年間で、113万6978人増というかつてない大幅な増加をみせ、総人口は193万6843人に達した。

オ 以上のとおり、日本による植民地政策の変遷とともに、在日朝鮮人の数は増加していった。

#### (2) 日本敗戦後の日本残留と定住化

1945年8月15日、日本が敗戦を迎えると、約210万人にも及んでいた在日朝鮮人らは、祖国朝鮮への引き揚げを急いだ。日本政府は、全国の地方長官に対し、朝鮮人集団移入労務者（強制連行者）を優先的に帰国させる通達を出し、

1945年9月から12月にわたり、朝鮮人集団移入労務者及び復員軍人軍属の集団輸送が実施された。その結果、1945年8月15日から1946年3月までに、128万9837人ももの在日朝鮮人が帰国した。

もともと、朝鮮本国での生活基盤を破壊し、あるいは強制的に日本に連行してきたことに対する日本政府の補償等は一切なく、帰国の際の所持金はたったの1000円（当時の1週間の生活費程度）に制限されていたため、祖国での生活基盤を失っていた在日朝鮮人の中には、一時的に帰国を見合わせざるを得ない者もいた。また、特に朝鮮半島南部への大量の帰国者が、住宅難と食糧危機、失業問題、教育難、疫病等の原因となったことも帰国見合わせに拍車を掛けた。そのため、1946年12月に集団帰国が終了した後も、なお多数の朝鮮人が日本に残留することになった。そして、帰国を見合わせた在日朝鮮人らは、日本軍の武装解除を目的とした米ソによる朝鮮半島進駐と朝鮮半島南部におけるアメリカ主導の単独選挙による韓国の樹立（1948年8月15日）、朝鮮戦争の勃発（1950年6月25日～1953年7月27日）などの本国情勢の悪化により、帰国を遅らせるうち、現在の永住に至った。

朝鮮から日本に渡ってきて生活することになった在日朝鮮人をいわゆる1世と呼ぶが、本件原告らの多くは、在日4世にあたる者らである。

## 2 在日朝鮮人の特殊な法的地位

### (1) はじめに

朝鮮学校は、その国籍、政治的信条を問わず、朝鮮人子女に入学資格を認め、朝鮮人としての民族教育を行う学校であり、実際に、韓国・朝鮮籍の在日朝鮮人はもちろん、韓国、中国からの渡航者の子女や日本国籍者も入学している。

日本における朝鮮人の民族教育学校としては、朝鮮学校、韓国学校の二つがあること、朝鮮半島の分断状態の長期化から、これらはそれぞれの国民学校であると誤解されている傾向が見受けられるが、1948年に朝鮮半島が分断されるまでは、朝鮮半島から渡来してきた在日朝鮮人は、法的地位と生活実態の両面にお

いて、韓国と朝鮮共和国とに割り切れる存在ではなかった。

このような偏見は、原告らのような在日朝鮮人が、朝鮮学校に求め、実際に享受している民族教育への正確な理解を妨げる要因となっている。

そこで、朝鮮学校の民族教育の特質を明らかにする前提として、在日朝鮮人の国籍及び外国人登録上の国籍欄の記載に関する歴史的経緯を概観し、旧宗主国に永住する植民地出身者であって、分裂国家を本国に持つ原告らの特殊な法的地位について明らかにする。

## (2) 在日朝鮮人の日本国籍について

日本政府は、韓国併合（1910年）後、朝鮮人は日本国籍を有する者として扱っていた。しかしながら、戦後日本政府は、1952年4月19日、サンフランシスコ講和条約の発効に伴う措置として、民事甲第438号法務府民事局長通達「平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」により、在日朝鮮人を含む「外地」戸籍登録者を一律国籍喪失対象者とした。そして、日本国籍を希望する者に関しては、日本政府に広範な裁量権が認められる「帰化」の問題として処理することとしたのである。日本政府は、従前、「日本国民」として扱ってきた在日朝鮮人から、「通達」という方法によって、一律かつ一方的に日本国籍を奪うだけでなく、「外国人」として日本国民に保障される基本的人権の対象外とした。

敗戦前の在日朝鮮人は、炭鉱、軍事施設建設や軍需工場などで過酷な労働を強いられたり、差別と貧困に苦しんだりしていたが、法的地位としては日本国籍を有する「帝国臣民」であり、日本に居住する限り選挙権・被選挙権があり、投票にあたってはハンゲルの使用も可能であった。1932年には衆議院選挙に当選者も出した。この他、生活保護法や国民健康保険などは、在日朝鮮人にも当然に適用された。

ところが、日本政府が上記民事局通達を出したことによって、在日朝鮮人は、その意思にかかわらず日本国籍を失うことになった。そして、その後

は、あらゆる社会保障制度に国籍要件を設けたり、運用上対象を日本国籍者に限定した結果、在日コリアンは社会保障の枠外に追いやられた。このような公的差別が社会的差別を煽る結果となり、一般の企業への就職もほとんど不可能になり、生活は困難を極め、国民健康保険にも加入できないため、病気になれば家計が直ちに破綻した。

当時の国際慣習では、旧植民地が独立するに際し、国籍選択権を与えるのが通常であったことからすれば、上記日本政府の対応は、ドイツ、フランスなどの他国と比べても在日朝鮮人の意思と権利保障を無視したものであった。

### (3) 現在の在日朝鮮人の国籍について

国籍は、主権国家の国内管轄事項であり、各国が任意に決定する権限を有するとされている。すなわち、日本国籍を喪失した在日朝鮮人がどの国籍を持つかは、その出身地域にある朝鮮共和国及び韓国の国籍に関する法によって定められることとなる。この点、朝鮮共和国及び韓国は、各国籍法において、日本に帰化した者を除いたすべての在日朝鮮人が、各々の国の国籍を有すると規定している。したがって、在日朝鮮人は、朝鮮共和国と韓国の重国籍状態にあるということになる。

### (4) 外国人登録上の国籍等欄の記載

在日朝鮮人の外国人登録上の国籍等欄の記載としては、「大韓民国（韓国）」と「朝鮮」の表記があるが、1947年の外国人登録令制定当時には、朝鮮共和国及び韓国は存在しなかったため、朝鮮半島出身者という意味で、一律「朝鮮」との記載がなされていた。

1948年8月に韓国が樹立すると、日本政府は、連合国総司令部を通じて、韓国政府から外国人登録上の国籍欄に「大韓民国（韓国）」という用語を使用し、欲しいとの要請を受けた。そのため、以後、日本政府は、外国人登録の国籍欄に「大韓民国（韓国）」と記載することを認めるようになり、本人の申請により、外国人登録上の国籍欄の記載を「朝鮮」から「大韓民国（韓国）」に変更できる

ようにした。

外国人登録上の国籍欄に「大韓民国（韓国）」という表記を認めるようになった当初、日本政府は、外国人登録の国籍欄の記載は用語の問題であり、国籍や国家の承認とは無関係であることから、外国人登録上の国籍欄の記載が「大韓民国（韓国）」であるか「朝鮮」であるかによって、法律上の取扱いに差異は生じさせないとの見解をとっていた。

しかしながら、日本政府は、1965年に日韓基本条約を締結すると、上記見解を改め、「大韓民国（韓国）」の表記については国籍を表すとの見解をとるようになった。他方、朝鮮共和国については、国交なき未承認国家であるとの立場から、「朝鮮」表記は、朝鮮共和国の国籍を表すものではなく、朝鮮半島出身者を表す外国人登録上の用語に過ぎないとの見解を維持している（1965年10月26日法務省見解「外国人登録上の国籍欄の『韓国』あるいは『朝鮮』の記載について」）。

この差別的取扱いは、日韓基本条約に伴って、在日韓国人には「協定永住」という在留資格が認められたのに対して、1991年の入管特例法によって特別永住許可として一本化されるまでは、朝鮮籍の者に対しては協定永住が認められなかったことにも表れている。

### 3 小括

在日朝鮮人社会の形成は上述したような歴史的経緯に基づくものであり、在日朝鮮人の法的地位や権利を論ずる場合においても、その歴史的経緯や特殊性を踏まえる必要がある。

特別永住者である在日朝鮮人が、他の一般外国人と同様に扱われるのではなく、できる限り日本国民と同じ扱いをすることが憲法の趣旨に合致するという帰結は、上述したような歴史的経緯に基づくものである。

## 第3 植民地下における在日朝鮮人の教育を巡る状況

### 1 植民地支配下における状況

(1) 朝鮮本国における植民地教育政策について

ア 第二次日韓協約と朝鮮人民間教育の弾圧

1905年11月17日に第二次日韓協約（乙巳（きのとみ）保護条約）が締結され、朝鮮半島は日本の「保護」下に置かれた。以後、日本政府は、「文明的教育」扶植のスローガンの下、朝鮮人の自主的な民間教育（書堂）を治安維持問題の対象とみなして弾圧を加え、近代学校を通じての天皇制教育移植のための地ならしがなされることになった。

イ 韓国併合条約後の日本帝国臣民化教育の開始

1910年に、日韓併合条約が締結されると、朝鮮総督統治下での教育が本格的に始められた。「一視同仁」の名の下に、朝鮮人の「日本帝国臣民化」が打ち出され、1911年の朝鮮教育令の公布により、学校教育においても本格的に植民地教育が実施されるようになった。具体的には、朝鮮人の日本人化が教育目標として明確に掲げられ、教育の中心が、修身と日本語教授に置かれた。

ウ アジア侵略戦争と朝鮮民族抹殺教育

朝鮮教育令は、日本のアジアへの侵略戦争の拡大に伴い、1922年、1938年と改正され、朝鮮語は随意科目とされたため、学校ではまったく教えられなくなった。言語政策の基調は、「国語教授ヲ受ケル者ノ母語ト云フモノヲ取去ッテシマハナイト伸ビナイ」（文部省「国語教育対策協議会議事録」1939年）という朝鮮語排斥を目指すものとなり、学校では、朝鮮語を使うと体罰や罰金を科せられることが常態化していった。また、1940年に、男系の血統をあらわす不変の姓を持つ朝鮮人を、新たに日本の戸主を中心とする家制度に組み込むため、日本式の氏を創り、日本式の名に改めさせる朝鮮民事令の改正（いわゆる創氏改名）が施行されたことも、朝鮮人の民族性の破壊を押し進めていった。

このような同化教育政策は、民間教育を弾圧することで大衆から教育の機会を奪って非識字の状態に置き、少数者のみに対し、近代学校を拠点として、日

本政府の作成した教科書を使用し、日本人教員が教育を行うという体制で行われた。もともと、学校制度としては、民族別学校制度が堅持され、「同化」という建前とは全く異なる朝鮮人に対する差別構造も維持されていた。

(2) 日本における在日朝鮮人に対する教育政策について

ア 1920年代—外地人子弟として義務教育対象外とされた在日朝鮮人

在日朝鮮人に対する教育については、同化政策が常にその基本にあった。

1920年代に入り、幼児期に両親とともに朝鮮半島から日本に渡り、また、その頃日本で生まれた子ども達が学齢期に達するようになったが、日本政府は、その子ども達を義務教育対象外の「外地人子弟」として扱い、教育を受ける機会を奪っていた。そのため、1931年当時、朝鮮人の学齢児童約4万人のうち、小学校児童数は約7,000人で、就学率は18.5%に留まっていた。

イ 1930年代—内地朝鮮人への義務教育適用

1930年代に入ると、日本政府は、内地（日本列島内）の朝鮮人児童の就学義務について、「内地朝鮮人は、小学校令第33条により、学齢児童を就学せしめる義務を負うものとす」との見解を示した。しかし、1939年においても、朝鮮人学齢児童約8万人のうち、約39.8%に当たる約32,000人しか小学校には通学しておらず、上記政府見解は建前に過ぎなかった。

ウ 1940年代—戦時動員を目的とした協和教育

1940年代に入ると、中学校進学を目指す在日朝鮮人児童も出てきたが、公立中学では、一定数以上の在日朝鮮人児童の入学は拒否される実態があり、朝鮮人児童が中学校教育を受ける機会が極めて限られていた。

また、1939年の国民徴用令に伴う朝鮮人強制連行の始まりと同時に、在日朝鮮人に対する内務省、警察当局を中心とした統制機関の統轄機関である中央協和会による強権的な同化政策が展開されるようになり、教育政策に関しても、より一層徹底した皇民化教育が実施されるようになっていった。

このような「協和教育」は、朝鮮人の民族性を抹殺し、日本政府による侵略戦争への動員に積極的に協力させるために、在日朝鮮人の子ども達の朝鮮人としての意識の弱体化を目的としており、そうした教育政策の下で、1941年、国民学校規定が改編、施行され、在日朝鮮人の子ども達に対する軍国青少年育成教育が本格化していった。

以上のとおり、日本による植民地時代の当初から、朝鮮人の民族教育に対しては弾圧が加えられ、日本政府は、徹底した日本帝国臣民化教育により、朝鮮人の民族意識と誇りを剥奪し、「日本人」に同化させた上で、侵略戦争の協力者として利用してきた。このような経緯から、民族教育に対する弾圧が、朝鮮人に対する植民地支配の継続と戦争動員の中心的な手段であったことが理解される。

## 2 植民地下在日朝鮮人の民族教育への弾圧

そのような中、在日朝鮮人は、全国各地に私塾を作り、朝鮮語、独立唱歌、朝鮮歴史等を在日朝鮮人子女達に教える動きが見られたが、これら民族教育は特高警察による取締りの対象とされていた。在日朝鮮人の子ども達は、日本語環境の中で生活せざるを得ず、教育を通じて朝鮮語教授がなされなければ朝鮮語の習得が困難な状況に置かれていた。それにもかかわらず、このような朝鮮語教育敵視政策により、朝鮮語修得の機会さえも奪われており、それは在日朝鮮人から民族の言語を奪い取る結果となった。

## 第4 戦後の在日朝鮮人の民族教育

### 1 国語講習所の広まり

1945年8月15日、日本が第二次世界大戦に敗れ、朝鮮が解放を迎えると、在日朝鮮人はいち早く、朝鮮語と朝鮮文化を取り戻す活動を開始した。約60万人の在日朝鮮人が、日本に在留せざるを得ない状況の中、日本の敗戦直後から、全国各地で寺子屋方式の国語講習所が作られ、帰国に備えた朝鮮語教育が始められた。

## 2 朝鮮人学校への発展

全国に広がりを見せた国語講習所は、全国規模の民族団体である在日朝鮮人連盟（以下、「朝連」という。）により、1946年4月からは学校体系への編成が始められた。同年9月には、6年制の初等学校が編成され、同年10月には、東京、大阪、兵庫の大都市に中学校も創立された。朝鮮学校の建設は全国で進み、同年10月時点で、初等学校525校（児童数4万2182人、教員数1022人）、中学4校（生徒数1180人、教員数52人）、青年学校10校（生徒数714人、教員数54人）と急速に学校数を増やしていった。

1947年6月には、学校運営に関する規定の整備も始まり、学校運営、教員の資格身分、授業科目時間数、学校行事等が一元化された。また、「学校管理組合」が作られ、1947年8月には、教育の充実、教員の資質向上、日本人教師との提携強化等を目的として、「在日本朝鮮人教育者同盟」（加入者数約1400人）が結成された。

当時の在日朝鮮人は大部分が貧困者であり、学校施設の確保、教材の作成、頒布、教員の給与等の捻出は困難を極めたが、子ども達に朝鮮語・朝鮮文化を教えるための在日朝鮮人の教育熱は高く、短期間の間に全国規模の朝鮮学校体系が打ち立てられていった。

## 3 GHQの朝鮮学校に関する指令と第一次朝鮮学校閉鎖令

連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、日本の学校制度機構の根本的変革を計画する中で、朝鮮学校についても、在日朝鮮人の特殊性を考慮せず、日本の法律の範囲内で扱おうとしていた。GHQ民間情報教育局は、1947年10月、民族教育に対する基本方針として、「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外を認められるほかは、日本のすべての指令にしたがわしめるよう、日本政府に指令する」との方針を打ち出し、正規科目として朝鮮語教授を禁じた。

日本政府は、上記指令を受け、1948年1月24日の文部省学校教育局長の通

達「朝鮮人設立学校の取り扱いについて」において、「朝鮮人子弟であっても、学令に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校・中学校に就学させなければならない」として、日本学校への就学を義務付け、一方で、「学令児童又は学令生徒の教育については各種学校の設置は認められない」として、朝鮮学校を認可しない方針を打ち出した。この通達に基づき、同年2月から3月にかけて各市町村に具体的措置の通牒が出され、朝鮮学校に対する借用校舎の明渡しと3月までの私立学校認可申請が要求された。そして、上記認可申請の条件として、正規教科における日本語使用と日本の教科書使用が求められ、違反学校は閉鎖するとされた。

これに対し、在日朝鮮人は、民族教育の特殊性を認めること等の要請を行ったが、1948年3月から4月にかけて、山口、岡山、兵庫、大阪、東京の各知事は、相次いで朝鮮学校閉鎖命令を出した。

この学校閉鎖命令に対しては、在日朝鮮人の抗議運動が各地で繰り広げられ、1948年4月23日には大阪府で約3万人、翌24日には兵庫県で約1万人による抗議集会が開かれた。兵庫県では、集団交渉の結果、県知事が、学校閉鎖の撤回、借用校舎の明渡しの延期等5項目の合意文書に調印した。

これを暴動ととらえたGHQは、同日、神戸地方裁判所に限定的非常事態宣言を出し、これによって、抗議集会に参加した多数の在日朝鮮人が逮捕状によらずに検挙された。また、大阪で同月26日に開催された抗議集会では、警察官の発砲により、当時16歳であった金太一（キムテイル）少年が射殺されるという痛ましい事件も発生し、翌27日には、大阪警察局長名で、朝鮮人の集会とデモ行為に対する規制布告まで出された。最終的に学校閉鎖令に抗する運動で検挙された数は2900人、起訴された数は213人に上った。

このような実力行使弾圧に対しても、在日朝鮮人らの抗議活動は止むことはなかったため、文部省はついに、朝鮮学校については、私立学校としての自主性が認められる範囲内において、朝鮮独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可を申請させることとし、学校教育局長通達「朝鮮人学校に関する問題について」

を各都道府県知事宛に発布した。これにより、在日朝鮮人らは、再び学校の体系化に注力できるようになり、東京での高等部新設や地方における中学校の新設などが行われた。

#### 4 第二次朝鮮学校閉鎖令

日本政府は、朝連の民族教育を守る戦いをGHQに対する反抗などとみなして、1949年9月8日、朝連に団体等規制令による解散と幹部の公職追放を命じ、同年10月には「朝鮮人学校の処置方針」を閣議決定して、①朝連設置の学校は廃校扱いとし、②無認可朝鮮人学校は解散勧告の後、従わないものには認可申請をさせ、申請しないものは学校教育法に基づき閉鎖するとした。そして、同年11月に、朝鮮学校92校に閉鎖接收命令を出し、245校に学校改組（私立学校申請手続）の通告を行い、この245校のうち申請手続に応じた128校は、大阪の白頭学院を除き、すべて不認可として閉鎖された。

また文部省は、これと前後して「公立学校における朝鮮語等の取り扱いについて」、「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」、「朝鮮人児童生徒の公立学校受け入れについて」の通達により、朝鮮人学校が、各種学校として既に認可されている場合はその認可を取り消し、新たな認可申請はすべて拒否すること、小学校における朝鮮語、朝鮮史の教授は課外に行うことなどとし、正規教育課程における民族教育の全面的禁止措置を講じた。

当該禁止措置により、朝鮮学校は、無認可の自主学校として、また、公立学校、公立学校分校、民族学級（公立学校に設けられた特設学級）として一部存続したが、民族教育を受けられなくなった約4万人の朝鮮人の子ども達は、日本の学校に転校するか、不就学児童となった。転校を余儀なくされた朝鮮人児童の扱いに関して、文部省初等中等局長、管理局長は、「公立学校に収容した児童、生徒が、授業妨害その他の行動に出て、日本人児童、生徒の学習を妨げる場合には、体罰にならない限度で懲戒を行うべきである。また、他の児童、生徒の教育上悪影響を及ぼす場合は、出席停止を命ずることができる。」としていた。このように在日朝鮮人の子ども

も達は、管理や排除の対象として見られていたこともあり、長期欠席をしたり、学校を止めてしまったりする子どもも少なからずいた。

## 5 対日講和条約の発効と就学義務の廃止

1952年4月に対日講和条約が発効すると、文部省は、在日朝鮮人は、日本国籍を喪失し、外国人になったとして、日本学校への就学義務はないと態度を一変させ、「日本国籍」であることを理由に朝鮮学校を閉鎖し、日本の義務教育を強制しておきながら、今度は、義務教育は恩恵であるとした。1953年2月11日の文部省初等中等局長通達「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」は、在日朝鮮人が公立学校への就学を希望した場合には、日本の法令を厳守することを条件として、就学させるべき学校の意見を徴した上で、入学を許可する扱いとしており、ここにも政府の上記態度が現れている。朝鮮人児童が義務教育の対象外とされたことに伴い、学校閉鎖令の結果公立学校とされた朝鮮学校も、無認可の外国人学校とされ、学校としての保護の範囲外に置かれた。

このような状況の中、朝鮮学校では、都道府県知事に認可権限のある各種学校の設置認可の獲得が課題とされるようになった。各種学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学等の「学校教育法の第1条に規定される学校」（以下、「1条校」という）以外で、学校教育に類する教育を行い（学校教育法第134条）、所定の要件を満たす教育施設のことである。1条校は学習指導要領に基づく教育課程の制定を義務付けられていることから、朝鮮語で教授を行う朝鮮学校は、1条校としての認可を受けることができず、元来は料理、裁縫などの分野の教育施設として想定されている各種学校として認可を受けるほかなかった。各種学校に対しては、私立学校振興助成法が、幼小中高等学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助の規定を準用しておらず、一切の国庫補助が受けられないという制約はあったが、徐々に認可を得る学校も登場した。

もっとも、政府の朝鮮学校不認可の基本姿勢は変わらず、文部省大学局長は、1953年の「朝鮮高等学校卒業生の日本の大学入学資格について」において、学校

教育法上の高等学校に当たらない朝鮮高校卒業者の大学受験資格を認めないとしていた。

学校としての認可がないか、あっても各種学校の認可しかなかった朝鮮学校では、普通教育施設として、国庫からの補助は一切受けられなかったため、人件費、施設維持費など莫大な費用のかかる学校運営は困難を極めたが、1957年から、朝鮮共和国による教育援助費と奨学金の支給が開始され、これが各地の学校建設を促進していった。1965年には、東京都に朝鮮大学校が設立され、朝鮮高校の卒業生に対する高等教育が実施されるようになった。

## 6 日韓条約の締結と新たな朝鮮学校抑圧政策

1965年6月22日に、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（以下、「日韓条約」という。）が締結されると、日韓両国の合意により、朝鮮共和国の支援を受けている朝鮮人学校を規制し、朝鮮人児童の日本学校への就学を促進させる基本方針が確定されることになった。日韓条約に基づく「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下、「法的地位協定」という。）は、協定永住という新たな在留資格について、韓国籍を有する者に限って与え、永住を許可された韓国国民に対する日本国における教育等につき、妥当な考慮を払うとされ、公立の小中学校への入学を認められるよう必要な措置を執り、日本国の中学を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認めるとして、在日朝鮮人の在留資格及び教育権について、南北朝鮮の分断を反映させた差別を持ち込んだ。

また、日韓条約の発効を受けて、1965年12月には、「法的地位協定における教育関係事項の実施について」、「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」という2つの文部次官通達が出された。前者は、朝鮮人も日本人子弟と同様に扱うものとし、教育課程の編成、実施について特別の取り扱いをすべきではないとして、公立学校での民族教育の権利を否定するものであった。また、後者は、公立学校において、分校や特別学級の設置を認めないこと、朝鮮人学校は、学校教

育法第1条校として認可すべきでないこと、さらに、朝鮮人学校は、「我が国の社会にとって各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められない」ので、各種学校としても認可すべきでないとし、既に認可されている学校に関しても、いずれは統一的扱いを図るとするものであり、既存の朝鮮学校における民族教育にまで干渉し、抑圧する方向性を示す内容のものであった。そして、日本政府による朝鮮人学校の合法的な廃校を目指すべく、1967年には、文部大臣による学校の閉鎖命令権限等を盛り込んだ「学校教育法一部改正案」が国会に上程されたが、反対運動により廃案となった。

## 7 朝鮮学校の各種学校認可

このように政府の抑圧政策が続けられた中でも、朝鮮学校は、地域の学校として徐々に定着していき、1975年までにすべての都道府県で各種学校の認可を取得した。これにより、各種学校という不十分な形ではあったにせよ、初等教育から大学における高等教育に至るまでの学校認可の体系が確立された。

在日朝鮮人の日本への定住化が進むにつれて、教育内容も変化し、歴史、地理、公民について、朝鮮だけでなく日本や世界に関する教育にもより多くの時間が割かれるようになり、理科や数学、日本語（日本の学校における国語に当たる科目で、現在も初級学校1年から高級学校3年まで12年間履修している。）等は日本の学習指導要領にほぼ準じた内容となっている。

## 8 都道府県による朝鮮学校への補助と朝鮮学校の変化

朝鮮学校が、都道府県で各種学校の認可を取得するに伴い、東京都が1970年、大阪府が1974年、奈良県が1975年、神奈川県と愛知県が1977年から、それぞれ補助金制度が始まり、市区町村も次第に補助金を支出するようになった。

朝鮮学校においても、1983年から1985年にかけて、日本語の時間を増やし、日本の常識的な知識を身につけられるようにと、教育課程改革を進めていった。

1990年代には、カリキュラムの改革のみならず、それまで排除されていた日本社会に朝鮮学校が参入していくような変化が見られた。1992年に全国高等学

校野球連盟、1993年に全国高等体育連盟、1994年には全国中等学校体育連盟への加盟が認められ、同年には朝鮮学校生徒に対するJR通学定期券の学割が日本の生徒同様に認められるようになった。

## 9 大学入学資格の弾力化

1999年、朝鮮学校生徒に大学入学資格検定の受験資格が付与されたが、2003年には大学入学資格制度が緩和され、多くの外国人学校の国立大学受験資格が認められるようになった。朝鮮学校の場合、2002年9月の日朝首脳会談以降の日本社会における反朝鮮の煽りを受け、学校単位での受験資格は認められなかったが、2003年9月19日に、学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、朝鮮学校の卒業生個人に対する各大学の個別審査に委ねるという形で弾力化され、ほとんどの国公立大学で入学資格が認められるようになった。

## 10 小括

以上のとおり、時代ごとに差はあるが、日本政府は、その時々々の政治外交政策に応じて、朝鮮学校と朝鮮共和国・朝鮮人民族団体との関係性を問題視し、朝鮮学校に関する問題をそこに通う子どもらの教育の問題としてではなく、「外交・政治」問題に転化させることにより、朝鮮学校での民族教育を抑圧してきたのである。

今回、再び朝鮮学校の高校無償化問題について、同様の歴史が繰り返されようとしている。そのため、朝鮮学校への無償化適用の是非を判断するに当たっては、上述したような朝鮮学校に対する日本政府の政策の歴史を踏まえる必要がある。

## 第5 さいごに

- 1 日本政府による在日朝鮮人政策及び対朝鮮学校政策については、これまで述べたとおりであるが、これらの政策の前提となる姿勢が、被告の主張に表れている。

在日朝鮮人や朝鮮学校の歴史的経緯を一切無視し、「朝鮮学校を廃止すれば就学支援金を支給する」、「朝鮮学校ではなく、日本の高校に通えば就学支援金を支給する」といった主張は、まさに、戦前から戦後にわたる日本政府の姿勢を如実に表している。

- 2 被告国が公然とこのような主張をするからこそ、民間レベルにおいて、朝鮮学校に対する嫌がらせや差別が当然のように行われている実態を決して無視してはならない。1994年5月に、登下校中の朝鮮学校女子生徒を狙ったチマチョゴリ切り裂き事件や、2009年12月4日、いわゆる「在日特権を許さない市民の会」による、京都朝鮮第一初級学校襲撃事件が起きたのも、日本政府による対朝鮮学校政策の影響が少なくない。
- 3 在特会による朝鮮学校襲撃事件については、京都地裁、大阪高裁、最高裁と民事訴訟が争われたが、いずれにおいても原告である京都朝鮮学園が勝訴しており、何よりも、大阪高裁が、朝鮮学校には「在日朝鮮人の民族教育を行う利益」があると認定し、最高裁もこれを支持して、被告である在特会の上告を棄却したところに、大きな意義がある。

大阪高裁や最高裁が、朝鮮学校における民族教育を行う利益を認定したのは、これまで述べたような、在日朝鮮人の特殊性や朝鮮学校の歴史的経緯を踏まえたからに他ならない。

本件裁判は、朝鮮学校だけが無償化制度から排除されたことに対する国家賠償請求訴訟であるが、被告国が在特会のごとき加害者となって、無償化制度から排除するといった嫌がらせをすることによって、朝鮮学校における民族教育を行う利益が損なわれているといった構図は、在特会による朝鮮学校襲撃裁判も、本件無償化裁判も何ら異なるところはない。

以上